

独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針

平成17年10月7日
公正取引委員会

改定 平成21年10月23日
令和2年12月16日

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号）の課徴金減免に係る改正部分の施行日である令和2年12月25日以降、次の方針に即して、犯則事件（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第89条から第91条までの罪に係る事件をいう。以下同じ。）の調査及び告発を行っていくこととする。

1 告発に関する方針

(1) 公正取引委員会は、

ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案

イ 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

(2) ただし、

ア 調査開始日前に単独で最初に課徴金の免除に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第7条の4第1項の規定による事実の報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、独占禁止法第7条の6各号（第3号及び第7号を除く。）（当該事業者が報告した事実若しくは提出した資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた事実の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと、他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと、他の事業者に対して事実の報告若しくは資料の提出若しくは独占禁止法第7条の5第1項の協議の申出を行うことを妨害していたこと又は事実の報告

若しくは資料の提出を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。)のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。)

イ 調査開始日前に他の事業者と共同して最初に課徴金の免除に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者(独占禁止法第7条の4第4項及び同条第1項の規定による事実の報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、独占禁止法第7条の6各号(同条第3号及び7号を除く。)(当該事業者が報告した事実若しくは提出した資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた事実の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと、他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと、他の事業者に対して事実の報告若しくは資料の提出若しくは独占禁止法第7条の5第1項の協議の申出を行うことを妨害していたこと又は事実の報告若しくは資料の提出を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。)のいずれかに該当する事実があると認められる事業者及び当該事業者と共同して事実の報告及び資料の提出を行った事業者を除く。)

ウ 前記ア又はイに該当する事業者の役員、従業員等であつて当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する事実の報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの
については、告発を行わない。

2 犯則事件の調査

公正取引委員会は、前記1(1)ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について、犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせることとし、当該調査の結果、前記1(1)ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に、告発する。

3 告発問題協議会

告発に当たっては、その円滑・適正を期するため、検察当局との間で、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催し、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。